

第5章 食料産業局

第1節 食料産業政策

食料産業施策の総合的企画

食料産業局は、「食」や「食を生み出す農山漁村の自然や環境」に関連する事業を幅広く所管し、農山漁村の資源を活用した新しい産業を創出・育成をするとともに、食や環境を通じて生産者と消費者の絆を強めるための施策を行う組織である。

(1) 食料・農業・農村政策審議会食料産業部会

卸売市場法（昭和46年法律第35号）、エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）、食品流通構造改善促進法（平成3年法律第59号）、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）及び中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成20年法律第38号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理することを目的とする食品産業部会が、食料・農業・農村政策審議会の下に設置されていた。平成23年9月1日、農林水産省組織改正に伴い、「食料産業部会」と名称が変更された。

(開催状況)

- 平成26年10月14日 ・食品循環資源の再生利用等の推進に関する基本方針等の策定（諮問）
- 平成27年3月26日 ・食品循環資源の再生利用等の推進に関する基本方針等の策定（答申）
- ・第9次中央卸売市場整備計画の変更（諮問）

(所属委員等)

(委員)

伊藤 順 朗 (株)セブン&アイ・ホールディング

グス取締役執行役員

- 小 泉 武 夫 東京農業大学名誉教授
- 香 高 重 美 共同通信社編集局ニュースセンター整理部委員・部次長
- 小 林 栄 三 伊藤忠商事(株)取締役会長
- 近 藤 一 海 農事組合法人ながさき南部生産組合会長理事
- 松 永 桂 子 大阪市立大学大学院創造都市研究科准教授
- ◎山 口 範 雄 味の素(株)代表取締役会長
- 安 部 修 仁 前（一社）日本フードサービス協会会長
- 岩 瀬 一 雄 横浜丸魚(株)代表取締役社長
- 大 森 亜 紀 (株)読売新聞東京本社生活部記者
- 小 瀬 昉 ハウス食品グループ本社(株)取締役相談役
- 軽 部 英 俊 (株)六星代表取締役
- 北 川 静 子 農業法人(有)せいわの里まめや代表取締役社長
- 佐々木 十 美 元北海道置戸町学校給食センター管理栄養士
- 高 岡 美 佳 立教大学経営学部教授
- 竹 井 信 治 日本スーパーマーケット協会専務理事
- 土 肥 一 史 日本大学大学院知的財産研究科教授
- 林 香与子 (株)マルハ物産代表取締役会長
- 増 田 徳兵衛 清酒月の桂(株)増田徳兵衛商店代表取締役社長日本酒造組合中央会海外戦略委員会委員長
- 山 根 香 織 主婦連合会会長

注 ◎：部会長

(平成27年3月26日現在)

第2節 6次産業化・地産地消の推進

1 6次産業化の推進

平成23年3月に施行された「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律」（平成22年法律第67号）に基づき、農山漁業の6次産業化を推進するため、各種施策を講じた。

(1) 六次産業化・地産地消法に基づく事業計画の認定

六次産業化・地産地消法に基づき、農林漁業者等が行う農林水産物及び副産物の生産及びその加工又は販売を一体的に行う事業活動に関する計画（総合化事業計画）を、335件認定した。

(2) 6次産業化ネットワーク活動支援事業

農林漁業者等による6次産業化の取組を推進するため、農林漁業者等が行う新商品開発や販路開拓、農林水産物の加工・販売施設の整備等に対して支援を行った。

（予算額224百万円）

(3) 6次産業化ネットワーク活動交付金

都道府県段階に6次産業化に取り組む農林漁業者等に対する支援体制を整備するとともに、農林漁業者が多様な業種の事業者とネットワークを構築して取り組む新商品開発や販路開拓、農林水産物の加工・販売施設の整備等に対して支援を行った。

（予算額3,372百万円）

(4) 6次産業化サポート事業

6次産業化中央サポートセンターの設置による6次産業化に取り組む農林漁業者等の支援体制の整備、6次産業化ネットワーク活動の全国的な推進に向けた優良事例情報の収集・提供や啓発セミナーの開催等の支援を行った。

（予算額290百万円）

(5) 産業連携ネットワークの取組

異業種の連携による6次産業化を推進するため、農林漁業や二次産業、三次産業、行政やシンクタンクなど、農林漁業・農山漁村に関心を有する多様な企業・団体・個人が参加する産業連携ネットワークを通じて、連携を促進する施策や取組等の情報提供や異業種交流会等を開催した。

(6) 農林漁業成長産業化ファンド

平成25年2月に（株）農林漁業成長産業化支援機構（A-FIVE）の開業に併せてスタートした農林漁業成長産業化ファンドについては、平成26年度に11のサブファンドが設立され、同年度末のサブファンド数は52となった。

また、平成26年度にサブファンドから6次産業化事業体へ44件の出資決定が行われ、同年度末の出資決定件数は52件となった。

2 地産地消の推進

直売所を中心とした地域の農林水産物の販売等の取組を一層推進するとともに、学校給食や企業の社員食堂における地場産物の活用の促進を図るため、次の取組を行った。

(1) 地産地消推進のための取組

地産地消の取組に必要な直売施設や農産物加工のための施設・機械の整備のほか、新商品開発や販路開拓等に対する支援を行った。

（予算額

6次産業化ネットワーク活動支援事業

（224百万円の内数）

6次産業化ネットワーク活動交付金

（3,372百万円の内数）

(2) 学校給食における地場産物の利用拡大のための取組

学校給食の食材として、地場農林水産物を安定的に生産、供給するために行う推進会議の開催、関係者の相互理解を図るための研修会、ほ場見学、新しい献立・加工品の開発・導入等の取組に対する支援を行った。

（予算額

学校給食地場食材利用拡大モデル事業

（1,518百万円の内数）

(3) 地産地消優良活動表彰の実施

地産地消の取組を一層促進するため、「地産地消優良活動表彰」を実施し、全国各地で、それぞれの立地条件を活かした創意工夫のある地産地消の優れた取組・活動を選定し、「平成26年度全国地産地消推進フォーラム」にて表彰した。

(4) 地産地消給食等メニューコンテストの実施

関係省庁等と連携し、学校給食や企業の社員食堂における地場産物の利用拡大に向けた「地産地消給食等メニューコンテスト」を実施し、学校給食・社員食堂、外食・弁当などにおいて、地場産食材を安定的に利用している優れたメニューを選定し、表彰した。

第3節 農林水産物等の輸出促進対策

1 農林水産物等の輸出の概況

少子高齢化等により、日本国内の農林水産物・食品市場が縮小傾向にある一方、海外にはアジア諸国等を中心とした富裕層の増加、人口増加によって、今後さらに伸びていくと考えられる有望なマーケットが広

がっている。

我が国の農林水産業・食品産業の発展のためには、世界の経済成長を取り込むべく、農林水産物・食品の輸出拡大に取り組むことが重要である。

近年の輸出は、円高や平成23年3月の原発事故の影響などにより、落ち込みが生じていたが、平成25年より増加に転じ、平成26年の輸出額は6,117億円と、2年連続で過去最高となった。

引き続き、原発事故に伴い導入された日本産食品等に対する諸外国の輸入規制については、各国に対して我が国が実施している安全性確保の措置についての情報や科学的データを提供しつつ輸入規制緩和等の働きかけを実施した。

また、平成32年に農林水産物・食品の輸出額を1兆円規模にするという目標の具体化に向け、「農林水産物・食品の国別・品目別輸出戦略」（平成25年8月公表）に基づく取組の検証や、オールジャパンでの実効性ある輸出拡大に向けた取組体制等について議論を行うため、平成26年6月に「輸出戦略実行委員会」を設置した。

同実行委員会の下での7つの品目部会（コメ・コメ加工品、青果物、花き、茶、牛肉、林産物、水産物）では、品目ごとの輸出促進の取組をPDCAサイクルにより検討し、今後の対応方向（輸出拡大方針）を策定するとともに、オールジャパンで輸出に取り組む品目別輸出団体が7品目で順次設立された。

さらに、農林水産物・食品の輸出に関する相談に対して迅速・的確に対応するため、平成26年10月、本省及び地方農政局等に「農林水産省輸出相談窓口」を設置した。

2 輸出促進事業の概要

平成26年度において、具体的に実施した輸出促進に関する事業は以下のとおりである。

(1) 輸出戦略実行事業

（予算額 152百万円）

「輸出戦略実行委員会」を設置し、輸出関連事業者や関係省庁等の参加の下、輸出を巡る状況等を踏まえた輸出戦略等について議論を行い、輸出拡大方針の作成、品目別輸出団体設立の支援を行った。

(2) 輸出総合サポートプロジェクト

（予算額 1,002百万円）

ジェットロへの補助を通じて、輸出に取り組む事業者等に対し、事業者の商談スキルの向上に向けた実践的な研修を実施したほか、海外見本市へのジャパン・パビリオンの出展や国内・海外での商談会を開催するな

ど、事業者サポート体制を強化した。

(3) 輸出に取り組む事業者向け対策事業

（予算額 700百万円）

「国別・品目別輸出戦略」に沿って、今後輸出の拡大が期待される有望なマーケットに参入する事業者が行うジャパン・ブランドの確立に向けた取組、産地間連携の促進、輸出環境整備、先進的輸送技術による最適輸出モデルの開発・実証等の取組を支援した。

(4) 輸出拡大推進委託事業

（予算額 97百万円）

食品の安全性の実証に必要な各種の研究、分析試験等により科学的データを整備し、その結果を基に効果的な輸入規制の緩和・撤廃の働きかけを行った。また、「国別・品目別輸出戦略」に基づき、重点国・地域において、重点品目やターゲットとする需要者についてのマーケティング調査を実施した。

(5) 食品産業グローバル展開インフラ整備事業

（予算額 198百万円）

食品産業の海外展開に向けて、各国の食品の規格基準・規制等に係る情報の収集・共有化を行った。また、海外の食品ビジネスに精通した人材の確保・活用等を支援した。

(6) 日本食・食文化普及推進総合対策

（予算額 1,140百万円）

海外の主要都市における日本食イベントの開催、海外メディアを活用した日本食・食文化の魅力発信、海外の著名なシェフによる日本産食材を活用した料理の提供等により世界の食市場の開拓に取り組むとともに、国内における日本食・食文化普及のためのセミナーを開催するなど、国内外への日本食・食文化の魅力訴求等を実施。

また、日本食文化の普及、国内での継承対策の検討等を行うため、クールジャパンやビジットジャパン関係省庁、食品企業、料理関係者等が一堂に会した「日本食文化普及・継承のための官民合同協議会」を立ち上げ、日本食普及親善大使の制度の創設、日本食文化サポーター制度の創設、教育・資格認定制度の創設等を内容とする「日本食魅力発信アクションプラン10」を策定した。

(7) ミラノ国際博覧会政府出展委託事業

（予算額 1,100百万円）

2015年ミラノ国際博覧会への政府出展に向け、我が国の「食」に関する様々な取組を発信するための日本館建築、展示物製作、行催事・広報活動の実施、運営計画の策定等の開催準備等を実施した。

(8) 食品の品質管理体制強化対策事業

(予算額 236百万円)

国産食品の安全と国際的な信頼の向上を図るため、国内の食品製造事業者の衛生・品質管理体制の強化を図るとともに、HACCP等の国際標準の導入促進に係る取組を支援した。

第4節 知的財産戦略

我が国の農林水産物・食品の高付加価値化を図り、農山漁村における6次産業化や国際競争力の強化による地域活性化を推進するためには、植物の新品種、技術開発の成果、デザイン（意匠）、ネーミング（商標）、現場の技術やノウハウ、地域ブランドや食文化といった知的財産を戦略的に生み出し、それを経済的価値につなげて農山漁村の所得向上を図るとともに、模倣品・海賊版からこれらを守ることが必要である。

このような状況を踏まえ、知的財産に関する施策を強力に推進するため、平成22年3月に策定した「新たな農林水産省知的財産戦略」に基づく施策を推進するとともに、地理的表示保護制度の活用促進及び食料産業の海外展開のための模倣品対策等の観点から、同戦略の見直しに向けた検討に着手した。

1 知的財産の創造・活用

(1) 地理的表示法の公布

地域で育まれた伝統と特性を有する地域産品の名称を地域共有の知的財産として保護する「特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（地理的表示法）」が平成26年6月25日に公布された。また、同年秋以降、地方ブロック単位で制度内容の説明会を実施し、生産・加工業者に対する法制度の周知を図った。

(2) 研究・技術開発分野の創造力強化と成果の活用 ア 遺伝子の機能解明・特許の取得と新品種育成等の促進

農作物や家畜などの抗病性等に関わる有用遺伝子の機能解明・特許の取得を進め、画期的な新品種・新素材の開発を推進し、研究成果については適切に権利化し、戦略的な活用を図った。

イ 地域における産学連携の支援

農林水産・食品産業分野の高度な知識を有するコーディネーターを全国に配置し、地域における産学連携活動を一体的に支援し、同分野における産学が連携した研究開発を促進することを通じて、農林水産・食品産業分野における共同研究の参画機関を増加させ、新産業の創出や、産業規模の拡大を図った。

ウ 農林水産業・農山漁村の有する「資源」を活用した地域ビジネスや新産業の創出

農山漁村の資源を活用し、新たな産業につながる可能性のある技術について、採算性や実用化に向けた技術課題の検討等の事業化可能性調査や、事業化が見込まれる新技術について、試行、試作のための実証機器の整備及び実用化に向けた技術実証等を支援した。

また、公的研究機関、民間企業の開発した新品種・新技術や地域特産物の機能性を活用した新食品・新素材について、情報発信やグランドデザインの提供等の取組を支援した。

(3) 農林漁業者等現場の技術・ノウハウ等の伝承・活用の促進

篤農家の技術・ノウハウ（暗黙知）を抽出・可視化し、一般農家の意思決定を支援するAI（アグリインフォーマティクス）システムの開発を推進するため、システムを構成する要素技術のうち、実用化段階にある技術の現場での実証を支援した。

(4) 知的財産を活用したビジネスモデルの構築

知的財産の総合的活用の推進事業のうち「知的財産総合活用事業」において、育成者権や栽培ノウハウ等の複数の知的財産を総合的に活用した地域産品のブランド戦略、それらを活用したビジネスモデルの構築により地域活性化を図る取組、ビジネスモデルを構築する際に活用する知的財産の取得について、専門家による指導・助言等を全国3地区で実施した。

(5) 全国各地の知的財産の発掘によるデータベースの構築

全国的には知名度が低い各地の隠れた知的財産を発掘しデータベースとして整備し、バリエーションの形成とイノベーションの誘発を促進した。

(6) 種苗の安定供給体制の確立

優良な種苗について、知的財産の保護を図りつつ、その安定供給を図るため、稲・麦・大豆、野菜、林業用種苗等について、それぞれの特性に応じた取組を推進した。

2 知的財産の保護強化

(1) 植物新品種の保護強化

ア 審査の国際標準化・迅速化

植物新品種登録制度における審査基準を植物新品種保護国際同盟（UPOV）が定める審査基準に準拠して逐次改正（平成26年度は3種類）することにより審査基準の国際調和を図った。また、海外審査当局との審査データの相互利用の積極的推進や審査体

制の充実を図った。これらの取組により、平成26年度に平均審査期間を2.3年に短縮する目標に対し、2.56年となった（平成21年度2.7年）。

イ 育成者権の侵害対策

育成者権侵害対策の強化のため、品種保護Gメンを20人配置し、育成者権の保護・活用に関する相談対応及び情報収集を強化する体制を図るとともに、ぶなしめじ等について開発されたDNA品種識別技術のマニュアル化及び妥当性の支援を行った。

ウ 東アジア植物品種保護フォーラム

我が国の育成品種を保護し、東アジア地域の植物品種保護制度の整備を進めるため、日本のイニシアチブにより設立した、ASEAN+ 日中韓の13カ国から成る、技術協力に関する情報交換等を行う「東アジア植物品種保護フォーラム」の第7回会合を平成26年8月にラオスで開催した。

また、フォーラム参加国からの要望等を踏まえ、専門家の派遣や受入研修等の各国の制度運営能力向上や意識啓発に向けた様々な協力活動を実施した。

エ 植物品種保護に関する海外への働きかけ

東アジア植物品種保護フォーラム（平成26年8月）及び第31回日中農産物貿易協議会（平成25年5月）等の場において、中国政府に対し、UPOV91年条約の締結や保護対象植物の拡大、いぐさ品種「ひのみどり」を栽培・輸出しない等の働きかけを行った。

(2) 海外での我が国農林水産物等の知的財産等侵害対策

我が国地名、品種名等の中国等での商標出願・登録について共同監視するため、平成21年度に設立された「農林水産知的財産保護コンソーシアム」において商標出願状況等の監視、模倣品等の海外現地調査、地方相談会を開催したほか、知的財産を活用して国際展開を図るビジネスモデルの体系化と普及啓発を行った。

3 普及啓発・人材育成

(1) 知的財産相談のワンストップ化

農山漁村の6次産業化支援のためのワンストップサービスの一環として、地方農政局等に設置した知的財産についての総合的な窓口において、相談対応を行った。

(2) 現場の農林漁業者・食品産業事業者への知的財産に係る意識向上

知的財産の保護・活用に係る意識向上を図るため、本省・地方農政局において、弁理士等専門家によるセミナー等において情報提供を実施した。

また、普及指導員を対象とした研修において、知的

財産に関する講義を実施した。

(3) 農林水産関係試験研究機関への普及啓発

研究段階から知的財産についての意識を高め、成果の活用を意識した研究開発を推進するため、研究者等を対象としたセミナー、技術移転業務実務者研修等を実施し、スキル向上を図った。

4 種苗対策

(1) 新品種の保護

ア 種苗法の一部改正等

種苗法は、昭和53年に制定し、平成10年に全部改正、平成15年、17年、19年に一部改正を行ってきたところ。

平成25年には、「植物新品種の保護・活用に関する懇談会」において、平成19年の改正事項（①権利侵害に対する訴訟上の救済を円滑化するための規定の整備、②育成者権侵害罪の罰則の引上げ、③表示の適正化等の措置）の検証及び品種登録制度の課題について検討を行った。

イ 品種登録

昭和53年の品種登録制度の制定以降、出願・登録される品種数は増加傾向にあり、平成26年度の出願件数は979件、登録件数は890件であった。平成27年3月末の出願累計は30,284件、登録累計は24,275件に達している。作物分野別の出願・登録状況は、草花類、観賞樹がその約8割を占めている。

ウ 出願品種栽培試験の実施

出願品種の審査に当たって、栽培試験を行う必要があるものについては、（独）種苗管理センター等において栽培試験を行うこととしている。平成26年度は（独）種苗管理センターにおいて、食用作物5品種、工芸作物2品種、野菜46品種、特殊検定8品種9点（野菜）、草花類602品種、観賞樹154品種の計817品種818点について栽培試験を実施したほか、（独）種苗管理センターが宮城県ほか7県に栽培試験を委託し、食用作物8品種、きのこ類1品種、野菜4品種の計13品種13点について実施した。

エ 種類別審査基準案の作成

植物品種保護制度の実施にあたり、出願品種の区別性等を判断する基準として農林水産植物の種類ごとの審査基準を作成する必要がある。

このため、平成26年度は、（公社）園芸文化協会に対し草花1、観賞樹2、（独）森林総合研究所に対し観賞樹1の計4種類を委託した。

(2) 種苗の生産流通対策等

ア 種苗への表示検査等

(ア) 種苗業者の届出

種苗法に基づく指定種苗を取り扱う種苗業者の届出件数は、平成26年度では174件（新規96件、変更76件、廃止2件）であった。

(イ) 指定種苗等の検査

種苗の生産及び流通の適正化を推進するため、(独)種苗管理センターにおいて、平成26年度では種苗の表示に関する検査、集取試料の検査、依頼種子の検査を以下のとおり実施して、優良種苗の普及促進を図った。

a 指定種苗の検査について

種苗法に基づき表示検査15,643点、集取試料の検査3,058点、野菜種子の生産等基準に関する検査として品種純度検査171点、種子検査2,753点、病害検査196点

b 種苗業者等からの依頼種子検査について

国際種子検査協会が定める国際種子検査規程に準拠し、種子検査と農作物種子検査報告書の発行1,002件、国際種子検査証明書の発行354件

c 輸出用種子の検査について

EC向け輸出野菜種子の品種維持に係る公的管理に関する要領に基づき、種子の事後検定58点

イ 種子の生産履歴に関する依頼証明等

東日本大震災に伴う輸出用種苗の風評被害に対応するため、(独)種苗管理センターにおいて、種子の生産履歴に関する証明書を、34点発行した。また、種苗及びその栽培ほ場の土壌の放射性物質検査に係る証明書を10点発行した。

ウ 優良な原原種の生産及び配布

(独)種苗管理センターにおいて、ばれいしょ及びさとうきびの生産の基本となる優良な種苗の供給のもととなる無病化された原原種の生産及び配布（平成25年度配布実績：ばれいしょ1,226t、さとうきび189万本）を行った。

第5節 資源・環境対策の推進

1 バイオマス活用の推進

(1) バイオマス産業都市の構築

バイオマスの活用については、「バイオマス活用推進基本法」（平成21年法律第52号）の下、平成22年12月に閣議決定された「バイオマス活用推進基本計画」に基づき、関係省庁が連携して目標達成の取組を推進しているところである。

一方、平成23年3月の東日本大震災・東京電力福島第一原子力発電所事故を受け、地域資源を活用した自立・分散型エネルギー供給体制の強化が課題となっている。

このため、平成24年9月に関係7府省が共同で取りまとめた「バイオマス事業化戦略」において、地域の特色を活かしたバイオマス産業を軸とする、環境にやさしく災害に強いまち・むらづくりを目指す「バイオマス産業都市」の構築を推進することとしている。

平成26年度までに22地域が選定され、原料生産から収集・運搬、製造・利用までの経済性が確保された一貫システムを構築し、地域のバイオマスを活用した産業創出と地域循環型エネルギーの強化を推進しているところである。

(2) 地域バイオマス産業化推進事業

市町村や企業連合等によるバイオマス産業都市の構想づくりや、構想実現に必要な地域のバイオマスを活用した産業化のための施設整備に対する取組の支援を行った。

(予算額1,005百万円)

(3) 国産バイオ燃料等の利用促進

国産バイオ燃料の生産拡大は、地球温暖化防止及び循環型社会の形成のみならず、農林水産物のエネルギー利用という新たな領域を開拓し、農山漁村の活性化にも貢献するものとして期待が寄せられている。

このため、平成24年度から、地域における国産バイオ燃料の生産拠点を確立するための取組を行った。

また、バイオ燃料の生産・利用拡大を推進する措置として、バイオエタノール製造設備への税制特例や、バイオエタノール混合ガソリンに係るバイオエタノール分のガソリン税の免税措置を講じている。

(4) 農林漁業バイオ燃料法

「農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律」（平成20年法律第45号）が平成20年10月に施行された。

本法は、バイオマスの生産者である農林漁業者等とバイオ燃料製造業者が連携した取組に関する計画、バイオマスの生産及びバイオ燃料の製造の高度化に向けた研究開発に関する計画を認定するものである。

本法の支援措置として、農林漁業者に対する農業改良資金等の償還期間の延長、バイオ燃料製造業者に対する中小企業投資育成株式会社法の特例、研究開発を行う者に対するバイオ燃料向けの新品種に係る種苗法の出願料・登録料の軽減措置等が講じられている。

さらに、認定計画に従って新設されたバイオ燃料製造設備に係る固定資産税の課税標準を3年間1/2に軽減

減する税制の特例措置も講じられている。

本法に基づく認定計画は、平成27年3月末時点で16件となり、バイオ燃料生産拡大に貢献している。

(5) 地域におけるバイオマス活用の推進

平成21年9月に施行されたバイオマス活用推進基本法に基づき都道府県及び市町村は、それぞれ都道府県バイオマス活用推進計画、市町村バイオマス活用推進計画を策定することとされ、2020年までに全ての都道府県及び600市町村においてバイオマス活用推進計画を策定することを目標としており、平成27年3月末時点で15道府県、31市町村で計画が策定済である。

2 緑と水の環境技術革命総合戦略

(1) 緑と水の環境技術革命の概要

農山漁村は、人口の減少や高齢化の進行、兼業機会の減少等、厳しい状況にあり、その活性化を図ることが不可欠である。

農山漁村の活性化を図るためには、1次産業である農林漁業と、2次産業、3次産業との融合を図り、農山漁村に由来する地域資源を最大限活用することにより地域ビジネスの展開と新たな業態の創出を促す農山漁村の6次産業化を推進することが不可欠である。

「緑と水の環境技術革命」は、農林水産業・農山漁村に関連する資源を活用した産業を新たな成長産業とすることを目指すものであり、平成32年度までに6次産業化の市場規模を10兆円とする目標の実現に向けて大きく貢献するものである。

(2) 緑と水の環境技術革命の推進施策

「緑と水の環境技術革命」の推進によって、新たな付加価値を農山漁村地域内で創出し、雇用と所得を確保するとともに、若者や子どもも農山漁村に定住できる地域社会を構築するため、関連施策を実施した。

ア 緑と水の環境技術革命総合戦略策定事業

「緑と水の環境技術革命」を更に推進するために、これまで支援を行った事業のフォローアップ及び広報、農林漁業者や異業種・異業態の事業者間の連携の促進、新事業創出に必要な専門知識の習得及びビジネスマッチングの場を提供するセミナー・相談会を委託事業により実施した。

(予算額17百万円)

イ 緑と水の環境技術革命プロジェクト事業

農山漁村の資源を活用した新たな事業の創出につながる可能性のある技術について、採算性や実用化に向けた技術課題の検討等の事業化可能性調査や、実用化に向けた技術実証等を支援した。

(予算額249百万円)

3 農山漁村における再生可能エネルギーの導入促進

農山漁村に豊富に存在する土地、水、バイオマス等の資源を活用した再生可能エネルギーの導入を促進することは、地域の活性化につながる取組として重要である。

再生可能エネルギーの導入促進に向けて、平成26年5月1日「農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律」(平成25年法律第81号)が施行された。この法律により農地等の利用調整を適切に行いつつ、再生可能エネルギーの導入と併せて、農林漁業の健全な発展に資する取組の促進を図った。また、有識者からなる「今後の農山漁村における再生可能エネルギー導入のあり方に関する検討会」を設置し、今後のあるべき政府の施策や地方自治体、民間事業者等の役割について指針を提言するため報告書を取りまとめた。さらに、予算事業として以下の支援を行った。

ア 農山漁村活性化再生可能エネルギー総合推進事業(予算額204百万円)

農林漁業者等が主導して行う農山漁村の資源を活用した再生可能エネルギー発電事業の取組について、事業構想(入口)から運転開始(出口)に至るまでに必要となる様々な手続きや取組への総合的な支援を行った。

第6節 食品産業等農林関係企業対策

1 中小企業

(1) 中小企業の組織制度

ア 中小企業等協同組合

中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)に基づく事業協同組合及び事業協同組合連合会で農林水産省が所管するものは、平成27年3月末現在で総数1,651組合(うち連合会は54)となっている。

イ 商工組合等

中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)に基づく商工組合及び商工組合連合会で農林水産省が直接所管するものは、平成27年3月末現在で28組合(うち全国を区域とする商工組合は7組合、連合会は8組合)、協業組合で農林水産省が直接所管するものは2組合となっている。

(2) 中小企業の新事業活動の促進支援

中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成11年法律第18号）に基づき、中小企業の新たな事業活動を促進するため、①創業、②経営革新、③新連携の取組を支援するほか、④これらの新たな事業活動の促進に資する事業環境の整備を図るとともに、低利の融資措置を実施した。

(3) 中小企業金融対策

中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第5項におけるセーフティネット保証（第5号：業況の悪化している業種）については、平成26年度の第1四半期で206業種、第2四半期で157業種、第3四半期で237業種、第4四半期で224業種が指定された。

(4) 特定農産加工業対策

特定農産加工業経営改善臨時措置法（平成元年法律第65号）に基づき、特定農産加工業種として、かんきつ果汁製造業、非かんきつ果汁製造業、パインアップル缶詰製造業、こんにゃく粉製造業、トマト加工品製造業、甘しょでん粉製造業、馬鈴しょでん粉製造業、米加工品製造業、麦加工品製造業、乳製品製造業、牛肉調製品製造業及び豚肉調製品製造業の12業種を、関連業種として果実加工食品製造業、こんにゃく製品製造業、甘しょ加工食品製造業、馬鈴しょ加工食品製造業、米菓製造業、みそ製造業、しょうゆ製造業、めん製造業、パン製造業、ビスケット製造業、冷凍冷蔵食品製造業及び食肉調製品製造業の12業種を指定し、これらの者が輸入自由化等の著しい変化に対処して経営改善措置等を行うのに必要な長期・低利の融資措置及び税制措置を引き続き実施した。

(5) 農商工連携

中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成20年法律第38号）に基づき、農林漁業者と中小企業者が連携し、相互のノウハウ、技術等を活用して行う新商品の開発、販路開拓等の取組に必要な長期・低利の融資等の措置を引き続き実施した。

2 一般企業

(1) 対内直接投資

外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）に基づく対内直接投資等については、原則自由化されているが、我が国経済の円滑な運営に著しい悪影響を及ぼすおそれのあるもの等については、事前届出を義務付けている。

農林水産省所管の事前届出業種は「農林水産業」であり、同業種を含むものとして、平成26年度は17件の

事前届出が行われた。

3 食品産業

(1) 食品産業における環境対策の総合的推進

「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」（平成12年法律第116号）に基づき、食品循環資源の再生利用等を総合的かつ計画的に推進するため、おおむね5年ごとに基本方針を作成することとなっている。平成25年3月から食料・農業・農村政策審議会及び中央環境審議会において食品リサイクル制度の今後のあり方を検討し、平成27年3月に食料・農業・農村政策審議会において答申を行った。

また、同法に基づき、食品廃棄物等の発生量及び再生利用等の状況について、食品廃棄物等多量発生事業者に定期報告の提出が義務づけられていることから、その普及啓発を図るとともに、平成25年度実績の取りまとめ結果について公表を行った。

さらに、食品関連事業者に対して、食品廃棄物等の発生抑制や再生利用等の実施状況について点検指導を実施したほか、食品関連事業者、再生利用事業者及び農業者による再生利用事業計画（食品リサイクル・ループ）について、4件の認定を行った。

フードバンク活動の実施及び食品リサイクル・ループの構築のための検討、食品製造、食品流通、食品販売分野の事業者が連携し、食品ロス削減のための商慣習見直しに向けた検討等を支援した。

「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（平成7年法律第112号）については、平成25年9月から、産業構造審議会及び中央環境審議会の合同会合において、容器包装リサイクル制度の施行状況の点検等が開始されたことを踏まえ、農林水産省においても、平成25年11月から食品容器包装のリサイクルに関する懇談会において、食品の容器包装特有の課題に関する今後の容器包装リサイクル制度のあり方について検討し、平成26年10月にとりまとめを行った。

再商品化義務対象事業者については、法の内容の普及・啓発のための点検指導を行った。併せて、容器包装多量利用事業者に対する平成25年度実績の定期報告に関する指導を行った。また、法制度の公平性・平等性を確保するため、容器包装廃棄物の再商品化義務の未履行者（いわゆる「ただ乗り事業者」）対策として、「指導・助言」、「勧告」、「公表」等を実施した。

「エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）」における特定事業者等に対してエネルギーの使用の状況等に係る平成25年度実績の定期報告書に関する指導や現地調査を行うとともに「報告

徴収」を実施した。

地球温暖化対策については、京都議定書における第一約束期間を終えたものの、引き続き「当面の地球温暖化対策に関する方針」により、食品産業における低炭素社会実行計画の策定を推進するとともに、平成25年度の各団体の目標に対する達成状況等の調査取りまとめを行った。

また、食品関連事業者を対象に省エネ、CO2排出削減対策に関するセミナー等を開催した。

(2) 食品製造過程管理高度化対策

食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法（平成10年法律第59号）に基づき、HACCPを導入し製造過程の管理の高度化を促進する事業者に対して金融上の特例措置を講じた。

高度化計画を認定する指定認定機関については、平成26年度は新たに2機関を指定し23機関となった。平成26年度においては、これら指定認定機関から、12事業者がHACCPに取り組む高度化計画の認定を、4事業者がHACCP導入に至る前段階の衛生・品質管理の基盤となる高度化基盤整備計画の認定を受け、施設整備を行った。

<指定認定機関>

- (一社) 日本食肉加工協会（食肉製品）
- (公社) 日本缶詰協会（容器包装詰常温流通食品）
- (公社) 日本炊飯協会（炊飯製品）
- (一社) 大日本水産会（水産加工品）
- (公財) 日本乳業技術協会（乳及び乳製品）
- 全国味噌工業協同組合連合会（味噌）
- 全国醤油工業協同組合連合会（醤油製品）
- (一社) 日本冷凍食品協会（冷凍食品）
- (公社) 日本給食サービス協会（集団給食用食品）
- (一社) 日本惣菜協会（惣菜）
- (一社) 日本弁当サービス協会（弁当）
- (公財) 日本食品油脂検査協会（食用加工油脂）
- (一財) 日本食品分析センター（ドレッシング類）
- (一社) 全国清涼飲料工業会（清涼飲料水）
- (一財) 全国調味料・野菜飲料検査協会（食酢製品）
- (一社) 日本ソース工業会（ウスターソース類）
- 全国菓子工業組合連合会（菓子製品）
- 全国乾麺協同組合連合会（乾めん類）
- (一社) 日本パン工業会（パン）
- 全日本漬物協同組合連合会（農産物漬物）
- 全国製麺協同組合連合会（生めん類）
- (公社) 日本べんとう振興協会（大量調理型主食的調理食品）
- (公財) 日本食肉生産技術開発センター

(一社) 日本パン技術研究所

※(一社)日本パン工業会については業務を廃止し、(一社)日本パン技術研究所が新たに指定された。

さらに、国内の中小を中心とした食品製造事業者にHACCP導入促進を図るための研修や、現場責任者・指導者養成のための実践的な研修、製造現場での専門家の助言・指導の実施、HACCPの認知度向上のための消費者団体と連携した普及啓発等を推進する食品の品質管理体制強化対策事業を実施した。

(3) 食品企業信頼確保対策

食品業界では、食品の偽装表示等消費者の信頼を揺るがす不祥事が相次いで起こっており、消費者の生命・健康に直接関わる食品を取り扱う企業として許されるものではない。

このため、食品業界のコンプライアンス徹底を図る観点から、平成20年3月策定した、食品業界が取り組むための「道しるべ」である「『食品業界の信頼性向上自主行動計画』の手引き～5つの基本原則」を周知した。

また、フードチェーン全体での消費者の「食」への信頼確保を目的として、平成20年6月に食品関連事業者等の参加により立ち上がったフード・コミュニケーション・プロジェクト（FCP）の活動を推進した。

平成26年度は、「事例で学ぶ工場監査」の作成、共通工場監査項目の改訂、地域における研修会等の活動を実施した。

FCP情報共有ネットワークには平成27年3月末現在で1,708社・団体が参画している。

(4) 国際標準への対応

食品製造・流通のグローバル化が進展する中で、民間の取引条件として、HACCP等を含む食品安全や消費者の信頼確保に関する規格による認証が求められるようになってきている。このような状況の中、我が国食品関係企業がグローバル市場に積極的にアクセスできるようにするためには、食品関連分野において、国際標準への取組を推進する必要がある。食品安全管理のあり方、内容等について、国内での意見交換や海外等の関連情報の調査・収集等を行った。

さらに、有志の食品関係事業者の方々とともに、「食品安全マネジメント等推進に向けた準備委員会」において、日本発の食品安全マネジメント規格・認証スキームの構築に向けた検討を行った。

(5) 東アジア食品産業海外展開支援

我が国食品産業の事業基盤・国際競争力強化を目的とし、東アジア各国への投資促進を図るため、各国の投資規制・食品関連規制等の情報収集、提供を行うと

ともに海外連絡協議会を開催し、現地進出企業の抱える課題解決の検討等、円滑なビジネス展開のための支援を実施した。

(6) 事業再構築の円滑化

産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成11年法律第131号）に基づき、大臣の認定を受けた事業者等が内外の経済的環境の多様かつ構造的な変化に対処して実施する事業再構築を円滑化するのに必要な資金の借入に関する債務保証及び税制措置を引き続き実施した。

また、平成26年1月に施行された産業競争力強化法（平成25年法律第98号）に基づき、大臣の認定を受けた事業者が生産性の向上に資する事業再編を円滑化するのに必要な税制措置を実施した。

なお、産業競争力強化法（平成25年法律第98号）の施行に伴い、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成11年法律第131号）は廃止された。

第7節 食品・外食産業行政

1 食品製造業

(1) 調味料

ア みそ

平成26年のみその生産量は、42万1千tであり、前年に比べ8.3%増となった。

また、平成26年のみその輸出量は、1万2千tであり、前年に比べ4.2%増となった。金額は、25億円であり、前年に比べ3.4%増となった。主な輸出先は、米国、韓国、台湾等であった。

イ しょうゆ

平成26年のしょうゆの生産量は、79万klであり、前年に比べ0.4%減となった。

また、平成26年のしょうゆの輸出量は、2万3千klであり、前年に比べ20.5%増となった。金額は、52億円であり、前年に比べ21.1%増となった。主な輸出先は、米国、香港、豪州等であった。

ウ 食酢

平成26年度の食酢類の生産量は40万5千klであり、前年度に比べ1.0%減となった。このうち醸造酢は40万4千klで全体の99.7%を占めている。

なお、総務省家計調査によると、食酢類の1世帯当たりの年間購入数量（全国）は、26年は2.3kl（前年比4.2%減）となっている。

エ ウスターソース類

平成26年のウスターソース類（ウスター・中濃・

濃厚ソース）の出荷実績は、15万klで、ほぼ前年並みとなった。

なお、総務省家計調査によると、ウスターソース類の1世帯当たりの年間購入数量（全国）は、26年は1.5kl（ほぼ前年並み）となっている。

オ ドレッシング類（ドレッシング、マヨネーズ）

平成26年のドレッシング類の生産量は、41万tでほぼ前年並みとなった。このうちマヨネーズは、21万3千t（ほぼ前年並み）となっている。

なお、総務省家計調査によると、マヨネーズ・ドレッシングの1世帯当たりの年間購入数量（全国）は、26年は4.8kg（ほぼ前年並み）となっている。

カ カレー及びからし粉

平成26年度のカレー粉・カレールウの生産量は、10万tで前年度に比べ1.6%増となった。このうちカレー粉は8千t、カレールウは9万2千tであった。また、レトルトカレーの26年度の生産量は14万7千tであり、前年度に比べ0.2%増となった。なお、総務省家計調査によると、カレールウの1世帯当たりの年間購入数量（全国）は、26年は1.5kg（前年比7.2%減）となっている。

また、26年度のからし粉の生産量は、1万2千tでほぼ前年度並みとなっている。

キ グルタミン酸ソーダ

平成26年のグルタミン酸ソーダの生産量は、2万5千tで前年に比べ3.3%増となった。

なお、財務省貿易統計によると、26年の輸出量は26t（前年比11.4%減）、輸入量は、9万2千t（前年比4.7%減）となっている。

(2) 清涼飲料

ア 需要動向

平成26年における清涼飲料の生産動向について、各種飲料の総生産量は前年比99.1%の20,043千klと前年をやや下回り、販売総金額についても同99.5%の3兆6,477億円とやや下回った。

平成26年は、夏場の天候不順や増税の影響により、生産量5年連続記録更新はならなかった。品目別には、缶コーヒー、ボトル缶が伸長した。

イ 食品容器環境美化対策

空かん等飲料容器の散乱が社会問題になったため昭和48年から民間団体を指導して、空かんの投げ棄て防止等消費者モラルの向上を図ってきたところであるが、更に一層の推進を図るため、昭和57年4月、社団法人食品容器環境美化協会を設立し、この団体を通じ、一般消費者への普及啓発を図るとともに飲料容器の散乱防止方策の推進を行っている。

表1 主な清涼飲料の年次別生産量の推移

	(単位：千キログラム)			
	24年	25年	26年	26/25
緑茶飲料	2,310	2,437	2,436	101.1%
炭酸飲料	3,461	3,642	3,669	100.8%
果実飲料等	1,901	1,966	1,856	103.4%
ミネラルウォーター類	2,788	2,865	2,917	101.8%

(3) コーヒー

ア 需給動向

我が国のコーヒー供給の大半を占めるコーヒー生豆の輸入先国は40ヵ国以上に及んでおり、その主要国は、ブラジル、ベトナム、コロンビアである。

平成26年の輸入量は、前年比89.6%の40万9,371tとなった。このうち、約8割がレギュラーコーヒー向け、約2割がインスタントコーヒー向けと推計される。

表2 コーヒー供給量（輸入量）の推移

	(単位：t)			
	24年	25年	26年	26/25
生豆	379,982	457,087	409,371	89.6%
いったコーヒー	7,396	7,404	7,463	100.8%
インスタントコーヒー	10,341	11,235	12,498	111.2%
コーヒーエキス	6,699	8,969	8,835	103.9%

(4) 菓子類

ア 需給動向

平成26年における菓子需要は、4月の消費税引き上げの影響は総じて軽微に留まり、また、夏以降の台風、集中豪雨等の異常気象が見られたものの夏場の気温が比較的低温であったことなどから回復し、全体としては生産数量、生産金額、小売金額ともに前年を上回る結果となった。菓子類の国内生産量は、チョコレート等が増加している一方で、チューインガム（前年比4.0%減）、洋生菓子（同1.2%減）等が減少し、全体としては193万2,578tと、前年比101.5%となった。

また、生産額についても2兆3,950億円と、前年比102.2%となった。

一方、26年における菓子類の輸入量は、7万6,249t（前年比4.5%減）となり、輸入額は約589億円（同6.8%増）となった。品目別では、チョコレート菓子、ビスケット類、キャンデー類の3品目で菓子類の輸入額の約8割を占めている。

また、25年における菓子類の輸出量は、1万8,171t（前年比25.0%増）となり、輸出額は約212億円（同32.6%増）となった。

イ 菓子製造業に対する施策

中小零細企業の多い菓子製造業に対する施策としては、中小企業施策のほか、製造小売業については生鮮食料品等小売業近代化資金貸付制度の対象業種に指定（43年度以降）されている。

(5) めん類

（生めん類、乾めん類、即席めん類、マカロニ・スパゲッティ類）

平成26年のめん類の生産量は136万5千t（小麦粉換算）で、前年より約4万6千t増で前年比3.5%増となっている。

種類別にみると、生めん類は57万8千tで前年比2.7%増、乾めん類は21万3千tで前年比0.1%増、即席めん類は41万tで前年比6.4%増、マカロニ・スパゲッティ類は16万4千tで前年比3.6%増である。

また、平成26年のめん類の輸出量は1万8千6百tで前年比0.3%増、金額は68億3千9百万円で前年比9.2%増となっている。これを種類別にみると、乾めん類は1万1千tで金額31億7千3百万円、即席めん類は7千1百tで金額35億3千7百万円、マカロニ・スパゲッティ類は6百tで金額1億2千9百万円である。

一方、輸入量は14万1千tで前年比0.5%減、金額は204億9千4百万円で前年比1.8%増となっている。これを種類別にみると、乾めん類は3.8百tで前年比49.9%増、即席めん類は7千3百tで前年比16.8%減、マカロニ・スパゲッティ類は13万3千tで前年比0.3%増である。

(6) パン類

平成26年のパン類の生産量は123万4千t（小麦粉換算）で前年比0.7%増となっている。

これを種類別にみると、食パンは60万8千tで前年比1.7%増、菓子パンは38万7千tで前年比0.8%増、その他パンは21万4千tで前年比2.1%減、学給パンは2万6千tで前年比1.9%減である。

また、平成26年のパン類の輸入量は8千tで前年比17.1%減、金額は26億円（前年比15.3%減）となっており、主要輸入先はフランス、米国、中国等であった。

(7) あん類

平成26年のあん類の推定生産量は、21万7千tであり、前年に比べ0.9%増となった。

(8) 豆類加工品

ア 豆腐・油揚げ

平成26年の豆腐・油揚げの推定大豆使用量は、45万7千t、豆腐・油揚げの生産量に換算すると132万tであり、前年に比べ1.6%減となった。

イ 納豆

平成26年の納豆の推定大豆使用量は、12万5千t、納豆の生産量に換算すると22万5千tであり、前年と同じであった。

ウ 凍豆腐

平成26年の凍豆腐の推定大豆使用量は、1万9千t、凍豆腐の生産量に換算すると9千tとなり、前年と同じであった。

エ 植物性たん白

平成26年の植物性たん白の国内生産量は、4万4千tであり、前年に比べ1.3%増となった。また、原料別の生産比率は、大豆系83%、小麦系17%であった。

オ 豆乳

平成26年の豆乳の大豆使用量は、4万3千t、豆乳の生産量は、28万klであり、前年に比べ5.8%増となった。

(9) 油脂

ア 世界の油脂事情

平成25/26年度の世界の油糧種子の生産状況については、大豆の生産量は、主な生産国である米国、アルゼンチン、ブラジルで増加したことから、全体として前年に比べ増加した。

一方、ナタネの生産量は、カナダ、EUで増加増加したことから、全体として前年に比べ増加した。

我が国では大豆油とナタネ油の生産量が平成25年で可食油生産量の88%を占め、その原料の大豆とナタネは輸入に依存している。

その主な輸入先国は、大豆では米国、ブラジル、ナタネではカナダ、豪州となっている。

イ 国内の油脂事情

(ア) 全体需給動向

食料需給表（平成25年度）によれば、我が国国民1人・1日当たりの供給熱量は2424.1Kcalで、そのうち油脂類は344.2Kcal（14.2%）を占めている。

また、油脂の総需要は微減傾向となっている。

なお、25年の油脂生産のうち動物油脂と植物油の生産比率は13%対87%程度となっている。

(イ) 用途別需要等

食用（単体用、マーガリン・ショートニング用、マヨネーズ用等）は247万tで前年比1.0%増と

なった。

また、植物油国内消費（工場出荷ベース）については、業務用、家庭用で前年並み、加工用は前年比2.1%増であった。

非食用（工業用等）は、50万9千tと前年比2.2%増となった。

輸出については、1万5千tと前年を上回った。これらのことから、油脂の総需要は299万tとなり、前年に比べ3万t増となった。

また、食用加工油脂の生産量は、71万tと前年を上回った。

表3 食用加工油脂の生産（平成25年）

	生産量	対前年比（%）
マーガリン	154	100.5
ファットスプレット	78	100.6
ショートニング	238	103.7
精製ラード	29	99.9
食用精製加工油脂	38	93.0
その他加工油脂	171	99.0
計	708	100.7

(ウ) 油脂の供給動向

一方、油脂の供給は293万tと前年を下回った。国産原料から生産される主要油脂は、豚脂、牛脂、魚油、こめ油等に限られ、大部分が輸入原料に依存している。国内で生産される主要な油脂としては、ナタネ油、大豆油で国内で生産される油脂全体の73.1%を占めており、ナタネ油の生産量は104万t、大豆油は38万tとなっている。

表4 油脂の供給

項目	（原油ベース・単位：千t）		
	23年	24年	25年
植物油	2,541	2,533	2,547
動物油	397	421	387
計	2,937	2,954	2,934
前年比（%）	100.1	100.6	99.3
うち輸入	2,557	2,567	2,546
（うち輸入油脂）	(990)	(991)	(987)
うち国産原料	380	386	389

(10) 新食品

新食品とは、一般加工食品のうち、新たな技術又は、新しい食品素材（食品新素材）を用いて製造又は加工

され高付加価値化された飲食料品をいう。食品新素材とは、食品の物性をはじめとした品質を改善する機能や体調を調節する機能を有する、新しい食品素材（糖アルコール、オリゴ糖、食物繊維、ポリフェノール等）をいう。

近年、食品新素材や新技術を活用した新食品が、消費者の健康志向と相まって、食品産業の一分野として定着している。

2 外食産業

(1) 外食産業の産業規模

国内の外食産業の規模は21.4兆円と推計（平成25年度農業・食料関連産業の経済計算）され、国民に食料を供給する役割を果たしている。また、事業所数は654千か所（平成24年経済センサス）、従業員数は326万人（平成26年労働力調査）であり、国内の産業及び雇用において貢献している。

(2) 対策及び支援の内容

ア 国産食材の利用推進

外食事業者の国産食材の利用・調達に関するニーズの生産地等への情報提供と外食産業と農業等が連携している優良事例の調査・分析に対し支援した。また、外食産業における国産食材の利用を推進するための農業者等との交流会等の開催に対し支援した。

イ 海外日本食レストランを通じた日本食材の輸出促進

海外日本食レストランにおける日本食の普及を通じた日本食・日本食材の輸出促進を目指し、21か所（台北、上海、バンコク、ロンドン、アムステルダム、ロサンゼルス、モスクワ、スイス、ニューヨーク、シンガポール、ソウル、ローマ・ミラノ、パリ、香港、シドニー、トロント、サンフランシスコ、北京、デュッセルドルフ、ホーチミン、ジャカルタ）の日本食レストラン関係者のネットワークを活用して、日本の食材についての情報交換等を行った。

第8節 食品流通対策

1 概要

卸売市場法（昭和46年法律第35号）に基づいて策定された卸売市場整備基本方針及び中央卸売市場整備計画に即して、卸売市場の機能強化に向けた取組を行った。

消費者ニーズの多様化・高度化、流通コストの上昇

等食品流通を取り巻く経済情勢の著しい変化に対処して、食品の流通部門の各段階を通じた構造改善を図るため、食品流通構造改善促進法（平成3年法律第59号）に基づき、平成26年4月に策定された食品の流通部門の構造改善を図るための基本方針（第5次）に即して、各種の構造改善対策を行った。

2 中央卸売市場

(1) 概況

ア 中央卸売市場は、生鮮食料品等の重要な流通拠点として、農林水産大臣の認可を受けて開設されるものである。中央卸売市場については、昭和46年度から卸売市場整備基本方針及び中央卸売市場整備計画（第1次：昭和46～55年度、第2次：51～60年度、第3次：56～平成2年度、第4次：61～平成7年度、第5次：平成3～12年度、第6次：8～17年度、第7次：13～22年度、第8次：16（方針）・17（計画）～22年度、第9次：22（方針）・23（計画）～27年度）に基づいて整備統合が進められており、平成26年度末には40都市67市場（青果・水産市場22市場、青果・水産・花き市場11市場、青果・花き市場6市場、青果市場14市場、水産市場3市場、食肉市場10市場、花き市場1市場）となっている。

イ 卸売業者

中央卸売市場における卸売業務については、取扱品目の部類ごとに農林水産大臣の許可を要するが、この許可を受け卸売業務を行っている卸売業者は、平成26年度末で青果部73、水産物部57、食肉部10、花き部23、その他8で計171である。

また、中央卸売市場の平成26年度の取扱金額は青果1兆9,104億円（前年度比100%）、水産物1兆5,839億円（同99%）、食肉2,719億円（同110%）、花き1,257億円（同99%）、その他191億円（同84%）となっている。

(2) 卸売市場整備基本方針及び中央卸売市場整備計画

ア 卸売市場整備基本方針

卸売市場整備基本方針は、卸売市場法に基づき、おおむね5年ごとに農林水産大臣が定めているものであり、卸売市場が最近の情勢に的確に対応し、その機能を十全に発揮していく観点から見直し、平成22年10月に平成27年度を目標年度とする第9次卸売市場整備基本方針を策定・公表した。

第9次卸売市場整備基本方針においては、今後の卸売市場について、

- a コールドチェーンシステムの確立をはじめとした生産者及び実需者のニーズへの的確な対応

- b 公正かつ効率的な取引の確保
 - c 食の安全や環境問題等の社会的要請への適切な対応
 - d 卸売市場間の機能・役割分担の明確化による効率的な流通の確保
 - e 卸売業者及び仲卸業者の経営体質の強化
 - f 経営戦略的な視点を持った市場運営の確保
- を基本とし、整備及びその運営を行うこととしている。

イ 中央卸売市場整備計画

中央卸売市場整備計画は、卸売市場法に基づき、おおむね5年ごとに農林水産大臣が定めているものである。

第9次卸売市場整備基本方針の策定を受け、平成23年3月に平成27年度を目標年度とする第9次中央卸売市場整備計画を策定・公表した。

第9次中央卸売市場整備計画においては、開設者から提出された市場ごとの施設整備の計画等を踏まえ、市場再編、施設改善、中央拠点市場に係る名称等について記載している。

(3) 中央卸売市場の施設整備

生鮮食料品流通の改善合理化のための中央卸売市場の施設整備については、中央卸売市場整備計画に即して計画的に実施する施設の改良、造成、又は取得に対して助成を行っている。

ア 交付率

定額 (4/10、1/3)

イ 交付対象施設

売場施設、貯蔵・保管施設、駐車施設、構内舗装、搬送施設、衛生施設、食肉関連施設、情報処理施設、市場管理センター、防災施設、加工処理高度化施設、総合食品センター機能付加施設、附帯施設、共同集出荷施設

平成26年度に交付金を活用して整備した中央卸売市場は、8都県14市場であり、交付金額は312億2,604万7,575円の内数である。

このほか、卸売業者、仲卸業者等が行う施設整備に対しては、(株)日本政策金融公庫の食品流通改善資金による融資が行われている。

3 地方卸売市場

(1) 概況

地方卸売市場は地方都市における地域の流通拠点として、また、大都市地域にあっては中央卸売市場の補完的機能を果たすなど、中央卸売市場と一体となって生鮮食料品流通のネットワークを形成している。

中央卸売市場以外の卸売市場であって、卸売場面積

が卸売市場法施行令で定める規模（青果市場330㎡、水産市場200㎡（産地市場は330㎡）、食肉市場150㎡、花き市場200㎡）以上の卸売市場の開設に当たっては、地方卸売市場として都道府県知事の許可を要する。

平成26年度末には総合市場154市場、青果市場367市場、水産市場444市場（うち産地市場317市場）、食肉市場23市場、花き市場104市場の計1,092市場となっている。

(2) 地方卸売市場の施設整備

地方卸売市場の施設整備は卸売市場整備基本方針等に即して都道府県が策定する都道府県卸売市場整備計画に基づいて行われている。

国は地域拠点市場となっている公設（第3セクターを含む）市場に対して、中央卸売市場の場合とほぼ同様の体系により助成を行っている。

ア 交付率

統合を行う市場	1/3
連携した集荷・販売活動を行う市場	1/3

イ 交付対象施設

売場施設、貯蔵・保管施設、駐車施設、構内舗装、搬送施設、衛生施設、情報処理施設、加工処理高度化施設、附帯施設

このほか、卸売市場の開設者（地方公共団体以外のもの）、卸売業者、仲卸業者等が行う施設整備に対しては、(株)日本政策金融公庫の食品流通改善資金による融資が行われている。

(3) 卸売市場の機能強化

ア 卸売市場間ネットワーク形成推進事業

複数の卸売市場の関係業者が策定する「卸売市場連携計画」に基づき、ネットワーク間で共同利用する卸売市場内外の物流施設において、低温保管倉庫や低温配送施設等を新たにリース方式により導入する場合にリース料の一部を支援した。

(補助率：1 / 2以内)

(予算額：1,555万円)

4 食品流通の構造改善対策

(1) 構造改善計画の認定

食品流通の構造改善事業を実施しようとする者は、構造改善計画を作成し、農林水産大臣の認定を受けることができる。

26年度における構造改善計画の認定(変更認定除く)は、食品生産製造提携事業10件、食品生産販売提携事業12件、卸売市場機能高度化事業3件であった。

(2) 構造改善計画に対する支援措置

農林水産大臣の認定を受けた計画に基づき構造改善

事業等を実施する者に対して、(株)日本政策金融公庫(農林水産事業)からの融資や税制上の特例措置等の助成策を講じている。

26年度において講じた融資等の支援措置は、(株)日本政策金融公庫(農林水産事業)から食品生産製造提携事業99億6,200万円、食品生産販売提携事業64億5,558万円の融資を行うとともに、(公財)食品流通構造改善促進機構から6,091万円の機器等の導入資金助成の支援を行った。

5 商業の近代化

(1) 食品流通改善資金

生産から消費に至る食品流通の構造改善を図るための総合的な施策の一環として、食品流通構造改善促進法に基づき農林水産大臣の認定を受けた構造改善事業(食品生産販売提携事業等)に必要な設備資金等に対し、(株)日本政策金融公庫(農林水産事業)から長期低利の融資を行った。

(2) 生鮮食料品等小売業近代化貸付制度

国民の日常生活に密接な関係を有する生鮮食料品等小売業を対象として、その近代化、合理化に必要な設備資金等に対し、(株)日本政策金融公庫(国民生活事業)から低利融資を行った。

6 商品取引

(1) 商品取引所の概況

平成26年度における商品取引所の先物取引の出来高についてみると、農林水産省所管物資(農産物、砂糖、水産物及び農産物・飼料指数)の出来高は表のとおり95万5千枚で前年度に比べて20.1%増加した。また、売買約定金額は1兆127億円で前年度に比べて22.6%増加した。この結果、経済産業省所管物資も含めた総出来高に占める農林水産省所管物資の割合は4.1%となった。

農林水産省所管物資では、大豆、小豆、とうもろこし、粗糖、米穀、冷凍えび、国際穀物等指数が取引された。

表5 26年度出来高及び約定金額

取引所	出来高 (千枚)	約定金額 (億円)
東京商品取引所	626	6,777
大阪堂島商品取引所	329	3,349
合計(農林水産省所管)	955	10,127
合計(経産省所管物資も含む)	23,014	682,998

注：東京商品取引所の数値は農林水産省所管物資の数

値である。

(2) 総合取引所創設に向けた対応

証券・金融と商品を一体として取り扱う総合的な取引所の創設については、制度的な条件を整備するため、規制監督の窓口の一元化等を内容とする「金融商品取引法等の一部を改正する法律」(平成24年法律第86号)及び関係政令・内閣府令が平成26年3月11日(行為規制部分以外)に続けて、9月1日(行為規制部分)に施行された。

(3) 商品取引所の業務規程の変更認可等

商品先物取引法に基づき、平成26年度中に商品取引所に対して行った主な変更の認可は以下のとおり。

i 業務規程の変更

- ・取引時間の拡大等に関する諸規定の整備(26.5.23東商取)
 - ・帳入値段取引の導入に関する諸規定の整備(26.9.9東商取)
 - ・大豆の取引単位等の変更に関する諸規定の整備(27.1.8東商取)
 - ・粗糖の立会休止に関する諸規定の整備(27.1.28東商取)
 - ・金の限日取引の導入に関する諸規定の整備(27.3.23東商取)
 - ・米穀の標準品の変更に関する諸規定の整備(27.3.27堂島取)
 - ・立会外取引の導入に関する諸規定の整備(27.3.31東商取)
- #### ii 受託契約準則の変更
- ・帳入値段取引の導入に関する諸規定の整備(26.9.9東商取)
 - ・金の限日取引の導入に関する諸規定の整備(27.3.23東商取)
 - ・立会外取引の導入に関する諸規定の整備(27.3.31東商取)

(4) 商品先物取引業者

商品先物取引法に基づく許可を受けた商品先物取引業者は平成27年3月末日現在で49社であり、前年同時期に比べ2社減少した。

なお、平成26年度中の新規許可は1社、廃業は2社、取引業者2社による合併が1件であった。

(5) 商品先物取引仲介業者

商品先物取引法に基づく登録を受けた商品先物取引仲介業者は平成27年3月末日現在で4社であった。

なお、平成26年度中の新規登録は1社、登録抹消は1社であった。

(6) 商品投資顧問業

商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成3年法律第66号）に基づく許可を受けた商品投資顧問業者は平成27年3月末日現在で4社であった。

なお、平成26年度中の新規許可及び廃業はなかった。

(7) 国際的な連携の推進

東京商品取引所による米国商品先物取引委員会からの米国商品取引所法に基づく海外取引所（Foreign Board of Trade）登録申請に当たり、必要な手続き等の支援を行った。平成27年1月、同取引所は、海外取引所の承認を取得し、米国内の取引参加者に対し、売買注文の受付等を直接提供できるようになった。